平成27年度母子父子寡婦福祉資金

(技能習得資金)

予 約 貸 付 実 施 要 項

○はじめに

この予約貸付制度は、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が平成27年4月期に新たに自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得しようとする場合、あらかじめこの資金の貸付が受けられるという見通しをつけることにより、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦の知識技能の習得を容易にすることを目的とするものです。

〇母子父子寡婦福祉資金とは?

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方などを対象とし、経済的自立の助成と 生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するために必要な資金を低利子 または無利子で貸し付ける制度です。

母子父子寡婦福祉資金には各種の資金がありますが、本実施要項では技能習得資金を対象とするものです。

- 1. 予約貸付対象資金名 技能習得資金
- 2. 予約貸付対象者 自ら事業を開始し又は就職するために、学校教育法に規 定する各種学校又は養成施設等で必要な知識技能の習得を 希望する母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦
- **3. 貸付限度額** 月額68,000円
- 4. 据置期間 知識技能を習得する期間が満了して後1年を経過するまで
- 5. 償還期間 20年以內
- 6. 償還方法 原則として月賦償還(口座振替)
- 7. 貸付期間連帯保証人を立てる場合:無利子連帯保証人を立てない場合:年1.5%

8. 申請に必要な書類

- (1) 申請書(様式第1号)
- (2)借りられる方の戸籍及び住民票の写し
- (3) 連帯保証人の住民票の写し
- (4) 島根県税の納税証明書
- (5) 前年の収入額が確認できる書類(児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます)
- (6) 技能習得先調書
- (7) 修学・修業のために必要な金額の分かる参考資料 そのほか、必要と認める書類

9. 予約貸付の相談窓口

予約貸付を希望される場合は、お住まいの市町村役場、島根県健康福祉部地域 福祉課石見スタッフ又は島根県健康福祉部青少年家庭課(以下「青少年家庭課」 といいます。)に事前にご相談ください。

10. 予約貸付申請書提出期限

平成26年11月末…第1次締め切り 平成27年2月末……第2次締め切り

【申請にあたっての注意点】

- ①提出書類は通常の申請と同様であり合格証明書の写し以外はすべて添付してください。
- ②予約貸付の場合、申請書右上部に「予約」と朱書きしてください。
- ③予約貸付事務は一時期に事務が集中しますので、できるだけ早めに相談・申請してくだ さい。
- ④予約貸付の申請書提出期限に間に合わなかった場合でも、随時通常の受け付けをします。

11. 予約貸付の選考及び決定

書面審査及び申請者、連帯保証人に面接審査のうえ、予約貸付の可否を決定し、結果を申請者へ通知します。

12. 予約貸付決定の時期

平成27年1月中旬までに …第1次締め切り分平成27年3月中旬までに …第2次締め切り分

13. 予約貸付決定後の手続

- (1) 本決定にあたって必要な書類
 - ①「合格証明書の写し」…希望する知識技能習得先の合格証明書

合格証明書の写しの提出を受けた後、翌年度4月に本決定を行い、決定内容を申請者に通知します。

- (2) 資金の支払いにあたって必要な書類
 - ①「借用書」
 - ②「在学証明書」
- (3) 資金の支払い時期

平成27年5月中旬に第1回目(4月~5月の2ヶ月分) その後、毎月10日に当該月分を支払う

(4)変更・辞退の届出

知識技能習得先を変更した場合又は取り止めた場合は、直ちに青少年家庭課 にその旨を申し出、所定の書類を提出してください。